資料5

議題５　優良農地における農振除外について（みよし市提出）

市名	回答		
	（１）市として農振除外をしないと定めている農用地区域の有無	（２）農振除外をしないと定めている農用地区域がある場合、どのような方法・基準で定めているか。	（３）その他、対策方法
名古屋市	無		農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号及び愛知県の「市町村の農用地利用計画の変更に係る県の同意基準」、農業振興地域整備計画等に基づいて行うものであり、当該要件を満たす申出があった場合、農振除外をせざるを得ないと考えられる。
豊橋市	市として農振除外をしないと定めている農用地区域はありません。	–	–
岡崎市	該当なし。		
一宮市	定めていない		
瀬戸市	無し	無し	特にありません。他市の状況を参考にさせてください。
半田市	無		
春日井市	特に無し。	—	—
豊川市	無		土地所有者以外の事業での農振除外を認めていない。（第三者取得の制限）
津島市	特にございません。		
碧南市	有	都市マス等で定めている開発予定地を除く、農振農用地については白地と２辺接続していないと農振除外出来ない旨を内規で定めています。	—
刈谷市	ありません。		農振法の６要件と照らし合わせ、内容ごとに慎重に審査しております。
豊田市	なし	なし	特になし
安城市	本市では農振除外に係る愛知県の同意基準とは別に、安城市農用地利用計画変更事務取扱基準を定めて農振除外の運用をしておりますが、市として農振除外をしないと定めている農用地区域はございません。	－	現状お答えできる対策方法はございません。
西尾市	無	—	
蒲郡市	なし		
犬山市	無し		
常滑市	なし	該当なし	特になし

議題５　優良農地における農振除外について（みよし市提出）

市名	回答		
	（１）市として農振除外をしないと定めている農用地区域の有無	（２）農振除外をしないと定めている農用地区域がある場合、どのような方法・基準で定めているか。	（３）その他、対策方法
江　南　市	農振除外をしないと定めている農用地区域はありません。		
小　牧　市	有	農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外（農振除外）については、内規等により一律に制限しているものではありません。 しかしながら、基盤整備事業が新たに完了している圃場整備地区については、優良農地として今後も保全を図る必要があると考えております。 このため、当該地区における農振除外の相談に際しては、当市の農地保全の考え方として、引き続き優良農地として保全していく方針であることを説明しております。	本市としては、農振農用地における営農継続が望ましいと考えています。 一方で、土地所有者の意向や担い手不足、遊休農地化のリスクなどを踏まえると、農振除外を一律に取り扱うことは困難です。 また、農振除外の可否は土地の状況や周辺農地への影響、関係法令等によって判断が異なるため、画一的な基準を設けることは難しく、個別の事情を踏まえて慎重に判断しています。
稲　沢　市	無		特になし。
新　城　市	ありません。	―	ありません。。
東　海　市	無し		
大　府　市	ありません	—	本市では、特定の農用地区域について一律に農振除外を行わないと定める取扱いはしていません。 農用地区域からの除外については、農業振興地域整備計画及び関係法令に基づき、個別案件ごとに除外要件への適合性、農地の集団性や営農環境への影響等を総合的に勘案し、適切に判断しています。
知　多　市	有	地域計画の目標地図エリア内については、原則除外不可としている。 ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、除外できるか検討する。 (1) 申出地を、隣接または近接する既存施設等との一体利用に供する場合（敷地拡張など）。 (2) 申出者が、申出地の所有者本人または直系の親族である場合（分家住宅など）。 (3) 申出地と周辺の農用地区域との地形的連続性が認められず、かつ申出地が狭小または形状が不整形である場合。 (4) 県営ほ場整備事業の受益地については、除外される農用地区域の面積が５００平方メートル未満（ただし、農家住宅の建築が目的である場合は１，０００平方メートル未満）である場合。 (5) 除外理由が公用公共用施設用地の設置もしくは建築である場合、または公共事業である場合（ただし、これらの事業に伴う用地の移転である場合は除く）。 このうち、県営ほ場整備の受益地については「知多農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の 変更に係る取り扱い基準」を定め、基準を明文化している。	
知　立　市	無し		特になし
尾 張 旭 市	農振除外をしないと定めている農用地区域はありません。	―	事前相談の段階で制度説明を十分に行い、申請者に対し、代替地を検討してもらうよう案内しております。
高　浜　市	無し		
岩　倉　市	無し	-	

議題５　優良農地における農振除外について（みよし市提出）

市名	回答		
	（１）市として農振除外をしないと定めている農用地区域の有無	（２）農振除外をしないと定めている農用地区域がある場合、どのような方法・基準で定めているか。	（３）その他、対策方法
豊　明　市	有	農用地区域における市の方針を定める際、市長以下幹部職員で構成される会議体において審議のうえ、承認された。	農地に関する相談は、トラブルを防ぐため複数対応し、記録簿作成のうえ課で相談の回答を決定しています。大きな案件は、市長まで報告・相談し対応を協議しています。 農振除外をしないと定めているエリアは、地域計画においても重要と位置付けられた農地であるため、６要件の厳格な運用を心がけることが一番の対策と考えます。
日　進　市	有	過去に、市として保全すべき農地について、農振除外の判断基準等を整理した方針決裁を取っています。	―
田　原　市	農用地区域の周辺部でない土地については、基本的には除外をしていませんが、除外をしないと定めている特定の農用地区域はありません。	―	―
愛　西　市	なし	なし	なし
清　須　市	無し	ー	特になし
北名古屋市	農業振興地域の該当なし	―	―
弥　富　市	無し	無し	無し
みよし市	議題提出市です。 優良農地（特に田）での開発が頻発し、法人の営農に影響を及ぼす寸前まできていることから、他市の状況をお伺いしたいです。	現時点で、内規等の基準は定めておりません。	内規の制定以外で、なにか対策方法があればご教示ください。
あ　ま　市	無		
長久手市	無	ー	事前の相談で除外が難しい旨を伝え、納得していただきます。